



# 宮 崎 県 公 報

令和 5 年 1 月 17 日（火曜日）号外 第 4 号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の  
搬出の制限 ----- (家畜防疫対策課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第47号の2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病  
予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により、  
次のとおり家畜及び物品の搬出を当分の間制限する。

令和 5 年 1 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥  
並びにそれらの死体
- 2 制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 制限の対象となる区域
  - (1) 搬出制限区域  
ア 延岡市北川町川内名（八本木北ノ平山、井出ノ谷山、市ヶ  
迫、露ヶ迫、上黒内、中黒内、竹ヶ迫、黒内前水流、下黒内  
、木戸屋、ウスキ、向ノ原、黒内峠、先ノ越山、藤ノ木山、  
久保水流、上赤前水流、谷向、井出ノ谷、長迫山、長谷山、  
姫ヶ谷山、谷後山、椎谷、ヨコホウキ山、椎葉山、トウセン  
谷、小原、田ノ原、飛瀬山、水ナシ山、カギ浦谷、ツツジ谷  
山、梓本内山、杉ノ田尾山、堀切山、清蔵ヶ内山、馬木尾谷  
山、西樽目山、東樽目山）

--	--